

交通遺児激励金について

岡山市では、交通事故によりかけがえのないお父さんやお母さんが亡くなった、もしくは重い障害を負った交通遺児の方に対する激励金の支給事業を行っています。

激励金の種類と支給金額

- ①小・中学校等の就学祝金 1人につき **50,000 円**
- ②中学校等の義務教育修了祝金 1人につき **100,000 円**

支給対象者

次のすべてに該当する方

- ①岡山市内に住所があり、本年度に小学校等及び中学校等に入学する方もしくは中学校等を卒業する方
- ②交通事故により父または母^{※1}と死別した方もしくは、交通事故により父または母^{※1}が重い障害^{※2}を負った方

次のいずれかに該当するときは支給することができません。

- ①交通遺児となった後、父または母が交通遺児を伴って再婚（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）しているとき
- ②養子縁組により両親がそろっているとき

※1 父及び母がすでに死亡し、父及び母以外の方に養育されていた場合は、その養育していた方も含みます。

※2 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号1級の項及び2級の項に該当する障害程度を指します。

申請方法

申請書に記入し、下記の書類を添えて申請してください。

- ①世帯全員の住民票の写し
- ②戸籍謄本
- ③口座振込依頼書
- ④振込口座の通帳の写し（金融機関名・支店名・預金種目・口座番号・名義人がわかる部分）
- ⑤交通事故証明書^{※3}（写しでも可）
- ⑥父及び母が死亡の場合・・・死亡診断書または死体検案書^{※3}（写しでも可）
父及び母が障害を負った場合・・・身体障害者手帳の写し

※3 ⑤または⑥を提出できない場合は、交通事故申立書を提出してください。

書類中の「申請者」「申立人」
は保護者です。

申請期間

- ①小・中学校等の就学祝金 支給対象年度の4月1日から5月末日まで
- ②中学校等の義務教育修了祝金 支給対象年度の1月10日から2月末日まで

お問い合わせ・提出先

岡山市役所 生活安全課 交通安全防犯室
〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1-1
TEL 086-803-1106 FAX 086-803-1724